

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

(あて先) 島本町長

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種別		標識番号	島本町
新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車		
<input type="checkbox"/> 購入(新車) <input type="checkbox"/> 購入(中古車) <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量50cc又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙 (総排気量90cc又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲 (総排気量125cc又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
				旧標識番号	

納税(申告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地		所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他( )				
		〒	□□□□-□□□□		主たる定置場 ※( )内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入				
	(フリガナ) 氏名又は名称				1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ( ) 2. 島本町 ( )				
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号						
	使用者	住所又は所在地	〒	□□□□-□□□□	車名	型式及び年式	原動機の型式番号		
					車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力 cc kW		
	(フリガナ) 氏名又は名称			長さ	幅	最高速度	最高出力		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		cm	cm	km/h	kW	
	届出者	住所又は所在地			販賣証明書	上記原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量50cc又は定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付(総排気量125cc又かつ最高出力4.0kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(定格出力0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙(総排気量90cc又は定格出力0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲(総排気量125cc又は定格出力1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車 を販売したことを証明します。 令和 年 月 日			
		(フリガナ) 氏名又は名称				住所又は所在地			
		電話番号				氏名又は名称			
処理欄	本人確認資料	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他( )			電話番号				
	入力		確認	備考	古物商許可番号	公安委員会	号		

記入上の注意

- ・個人間で譲渡された場合は、再登録用の廃車申告済証(廃車証明書)を添付してください。自賠責用の廃車受付書では、受付できません。
- ・中古車販売の場合は、古物商許可証の写しの添付をお願いします。
- ・島本町に住民登録を置いていない場合は、住民登録地のわかるもの(免許証のコピー等)、現在の居住地のわかるもの(郵便物等)の写しを添付してください。
- ・虚偽の申告又は報告をすると、地方税法の規定により処罰される場合があります。